

学校いじめ防止基本方針（裾野市立須山小学校）

はじめに

「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法第2条第1項において、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 基本方針の策定にあたって

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。いじめられた子供は心身ともに傷ついています。その傷の大きさや深さは、本人でなければ実感できません。しかし、いじめは、どの子供にも、どこでも起こりうることです。いじめを受けた子供の立場に立ち、いじめを認知し、早期発見、組織的な対応をすすめていきます。

いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなります。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要です。

以上の考えにより、本方針を策定します。

2 いじめの防止等の対策のための組織

学校は、いじめの防止等の中核となる常設の組織を置きます。情報の収集と共有、いじめ事案発生時は、緊急会議を開いて対応を協議するなど、学校が組織的にいじめの問題に取り組むために中核的な役割を担います。

<いじめ対策委員会（以下、委員会）>

構成員：校長、教頭、教務、生徒指導主任、学級担任、養護教諭

<拡大いじめ対策委員会（以下、拡大委員会）>

構成員：いじめ対策委員＋PTA会長・副会長、スクールカウンセラー、巡回相談員、スクールソーシャルワーカー、学校運営協議会委員、裾野警察署員

3 いじめ防止等のための対策

(1) 授業づくり・学級づくり

ア 「聴いて、考えて、つなげる授業」の実践

- ・「聴いて、考えて、つなげる授業」を目指し、子供たちが主体的に学習に取り組むようにします。
- ・子供の持ち味を生かした「わかる授業」を行い、子供たちに確かな学力を付けるとともに、生徒指導の充実につなげます。
- ・やさしい話し方・あたたかな聴き方ができるようにし、授業で学級づくりをしていきます。
- ・授業の中で、話し合いのルールなどの規律を重んじていきます。

イ 居場所づくり・絆づくり

教職員は、子供たちが安心して生活でき、自分らしく輝ける居場所づくりを進めます。子供同士が絆を感じられるように、授業や行事、日常生活の中で主体的、共同的に活動が進めることを意識していきます。そして、一人一人の子供が、周りの子供から認められているという自己有用感をもたせます。また、子供同士や子供と教師のコミュニケーションを深め、一緒にいることがお互いに安心できる温かな雰囲気作りをします。

* 4、7、12月に新・人間関係づくりプログラムアンケートを実施

(2) 道徳教育・人権教育の推進

☆社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むため教育活動全体を通して道徳教育の充実を図っていきます。新・人間関係づくりプログラム、参加体験型人権などを行い、人権に関する価値観や態度、諸技能を身に付けていきます。

(3) 子供の自主的活動の場の設定

☆たてわり活動の充実

6年生がたてわり班の班長になり、6年生が中心となって活動します。たてわり集会、たてわり給食、たてわりワークタイム、たてわり朝運動、たてわり遠足などの子供が主体的に計画を立てられる活動を、十分な時間設定のなかで充実させ、思いやりの心や高学年の自己有用感を育てていきます。また、他学年についても異学年の子供との交流を通して良好な人間関係を育みます。

(4) 保護者や地域への啓発

ア 教育課程説明会等での周知

「いじめ防止対策推進法」の存在、その中にある保護者の責務等、「須山小学校いじめ防止基本方針」について周知します。

イ PTA委員会での報告等

いじめの現状についてPTA委員会において情報共有をします。学校いじめ防止基本方針に対する意見を出してもらいます。

ウ 学級懇談会

学級懇談会の折に、必要に応じていじめに関する情報交換を行います。学級でのいじめの現状や取組について取り上げ、学校と家庭が連携して子供たちを見守ることを確認します。

エ 地域ボランティアとの連携

朝の登校状況等で気になることの連絡をしてもらいます。

(5) ネットいじめへの対応

ア 教科や道徳の時間、特別活動などにおける情報モラル教育の充実を図ります。

イ 小中学校ネット講座等を活用し、児童、保護者への啓発を図ります。

ウ 被害者からの訴えや閲覧者からの情報により、ネットいじめの把握に努め、不当な書き込みが発覚したときは、迅速に対処します。(状況確認→状況の記録→市教育委員会・警察への相談→管理者への削除依頼)

(6) いじめに関する教職員の研修

授業をはじめ、すべての教育活動において、いじめへの対応に関わる教職員の資質能力向上を図る取組みを推進します。

ア 事例研修やカウンセリング研修など実践的な研修を行います。

イ 書籍、新聞・雑誌記事、文科省・国研・県教委等の刊行物等の情報提供や情報交換を積極的に行い、教職員のいじめに対する意識をより高めていきます。

ウ 人権教育研修会の伝達講習を確実にし、教職員の人権感覚を高めていきます。

エ 文部科学省や国立教育政策研究所などのツールを活用した研修を行います。

(7) いじめの早期発見・早期対応

「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さないように努めます。また、生活指導における情報を全ての教職員で共有し、共通理解のもとに連携して指導します。

さらに、いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を実施します。

ア 相談体制の充実

子供も保護者も気軽に相談ができるように学校体制を整えます。子供たちには、どの先生にでもいつでもよいので困ったことがあったら相談をしていいことを折に触れて伝えていきます。(本校のどの職員も子供に話ができ、子供からも話しかけやすい雰囲気ができている。このチーム須山小としての雰囲気をずっと持ち続ける。)

イ アンケートの実施

(ア) 毎月実施

(イ) 実施後集計し、集計結果を基にいじめ対策委員会で対策を検討します。

ウ 担任による教育相談の実施

定期的に児童との面談を実施し、気になることについては、保護者面談でも話題にします。また、月に1回、保護者からの希望教育相談日を設けます。

エ スクールカウンセラー・相談員による教育相談の実施

必要に応じて、気になる子(いじめられている子、いじめている子)に対してカウンセリングをすすめ、ケアしていきます。

オ 打合せ、職員会議での情報交換

気になる子の情報を共有し、全職員で見守り、適切に対処します。

カ 特に配慮が必要となる児童への対応

(ア) 発達障害を含む、特性のある児童

- ・個別の教育支援計画・個別の指導計画を作成・活用し、校内就学支援委員会で児童の様子を確認する。
- ・夕打合せなどの機会に、児童の状況を確認する。

(イ) 外国籍、外国につながる児童

- ・通訳等の必要がある場合には、できるだけ早く対応できるようにする。
- ・子育て支援課と連携し、多角的に支援できるようにする。

(ウ) 転入生

- ・担任、担任以外の職員も、頻繁に声を掛け、児童が安心感をもてるようにする。
- ・家庭とやり取りを頻繁にし、学校・家庭での様子の情報交換をし、保護者にも安心感を得られるようにする。

(8) いじめに対する措置

ア いじめの相談を受けたり、いじめを受けていると思われたりするとき

早期に事実確認を行い、いじめ対策委員会を開き、対策を検討します。

イ いじめが確認された場合

裾野市委員会に報告します。

ウ いじめを受けた子供とその保護者に対して

ただちに心配や不安を取り除くケアを行います。

エ いじめを行った子供に対して

内面を深く探り、その子と保護者に対する指導と助言を継続的に行います。

オ いじめが起きた集団に対して

状況に応じて、自分たちでいじめを解決しようとする力を育成していきます。

カ 教職員が解決することが難しい場合

積極的に外部の専門機関と連携します。

(9) 重大事態への対処

【重大事態とは】

- ① いじめにより子供の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② 欠席の理由が、いじめであると思われ、子供が相当の期間、学校を欠席しているとき。
あるいは、いじめが原因で、子供が一定期間連続して欠席しているとき。
- ③ 子供や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

ア 調査

重大事態が発生した場合には裾野市教育委員会に報告し、市教委の指示に従い調査を行います。

調査組織が市教委の場合は全面協力し、学校の場合は市教委指導の下、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査します。

調査結果は、市教委が市長へ報告するとともに、市教委または学校が、調査結果をもとに重大事態の事実関係などの情報を、いじめを受けた子供及びその保護者に提供します。

緊急を要する重大事態が起きたときは、C R T (静岡県心の緊急支援チーム)を要請して子供たちの心のケアを図ります。

イ 各対応

- (ア) 児童対応 (担当：生徒指導主事)
 - ・ 臨時全校集会を開き、子供たちに事実関係・今後の学校の方針・心理的影響への配慮などの情報を伝えます。
- (イ) 保護者対応 (担当：教頭)
 - ・ 臨時保護者会の開き、保護者に事実関係・今後の学校の方針・心理的影響への配慮事実関係などの情報を伝え、質疑応答します。
- (ウ) 報道機関対応 (担当：教頭)
 - ・ 報道機関へ、個人情報保護に十分配慮した上で、事実説明・学校の対応内容説明・今後の学校の方針説明を行い、質疑応答します。
- (エ) 警察対応 (担当：教頭)
 - 日頃から協力体制を確立し、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであるときは、速やかに相談し、連携して対応します。

(10) 点検・評価

ア 学校自己評価でいじめ未然防止の行動を振り返り、成果と課題を把握します。

イ 課題については改善策を検討し、次年度の活動に生かします。

4 いじめ防止等のための年間計画

時期	活動内容	対象		
		児童生徒	教職員	保護者等
4月	いじめ防止対策委員会①(校内研修)		○	
	学級活動・道徳(いじめについての話)	○		
	学校運営協議会①・PTA委員会①・教育課程説明会(学校いじめ防止基本方針の説明)			○
	生活アンケート・人間関係プログラムアンケートの実施	○		
5月	生活アンケートの実施、たてわり活動、たてわり遠足、SC相談	○	○	
	教育相談日、懇談会			○
6月	生活アンケートの実施、たてわり活動、SC相談	○	○	
	教育相談日			○
	PTA委員会②(いじめの現状について)※必要に応じて			○
7月	生活アンケート・人間関係プログラムアンケート・ネットスマホ安全教室の実施	○		
	学校運営協議会②(授業参観、気になる児童の表れ等情報共有)			○
	たてわり活動、SC相談	○	○	
8月				
9月	生活アンケートの実施、たてわり活動、SC相談	○	○	
	教育相談日、懇談会			○
10月	生活アンケートの実施、たてわり活動、SC相談	○	○	
	学校運営協議会③(前期学校評価アンケートを基にした取組の確認)			○
	教育相談日			○
	PTA委員会③(いじめの現状について)※必要に応じて			○
11月	生活アンケートの実施、たてわり活動、SC相談	○	○	
	教育相談日			○
12月	生活アンケート・人間関係プログラムアンケートの実施、たてわり活動、SC相談	○	○	
	教育相談日		○	
1月	生活アンケート、たてわり活動、SC相談	○	○	
	教育相談日、懇談会(高学年)			○
	PTA委員会④(いじめの現状について)※必要に応じて			○
2月	生活アンケートの実施、たてわり活動、SC相談	○	○	
	教育相談日、懇談会(低学年)			○
	学校運営協議会④(後期学校評価アンケートを基にした取組の確認)			○
	PTA委員会⑤(いじめの現状について)※必要に応じて			○
3月	いじめ防止対策委員会③(学校いじめ防止基本方針の見直しと次年度の計画立案)		○	
	生活アンケートの実施、たてわり活動、SC相談	○	○	
	教育相談日			○